

西条市農業委員会 令和3年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和4年2月8日(火) 午後1時56分から午後2時24分
2. 場 所 東予総合支所 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10.0%
※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
会長代理	12番	渡邊 敏昭					
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一	
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二	
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番	越智 信仁	
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番	戸田 博明	
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴	
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一			
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武			

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地通知について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	青野栄一	東予分室長	渡邊賢一郎
事務局 次長	田口剛洋		
事務局 主査	渡邊龍也	事務局主任	宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和3年度 第11回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会 長 それでは、ただ今から、令和3年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

越智信仁委員、戸田博明委員の両委員にお願いいたします。

出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。
4ページをお願いいたします。

168号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

169号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

170号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

171号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

172号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

173号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

174号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

175号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、8件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、8件であります。168号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 168号 問題ありません。
169号 問題ありません。
170号 問題ありません。
171号、172号 問題ありません。
173号 問題ありません。
174号 問題ありません。
175号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでもありますので、以上8件を原案どおり許可することといたします。

非農地通知関係

議 長 次に、6 ページ、議案第2号 非農地通知について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7 ページをお願いします。

9号から63号は、〇〇の農地104筆について、一色達夫委員、加藤武司委員、越智一志委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。登記地目・農家台帳とも田または畑ですが、山林化及び原野化しております。今後、農地としての利用は困難であり、非農地通知を発出いたします。

以上55件、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

以上、55件であります。ご意見、ご意義等ございませんか。

一色委員 9号から63号まで、いずれも〇〇地番の丘陵地にある農地で水田及び畑です。9号・10号は〇〇、11号は〇〇池の上、12号から26号までが〇〇まで続く山地です。26号の下からが〇〇池の上部、28号から38号までが〇〇池の上部、39号から50号までが〇〇池の上部に当たります。51号から63号までが〇〇池まで続く丘陵地の〇〇池、〇〇池、〇〇池の上部に当たり、いずれも山林化している状況です。今後も農地の利用が見込めないことから今回、非農地通知を発出することとなりました。

議 長 ただ今、地元の委員さんから55件についてご説明がりましたが、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、55件を原案どおり承認することとし、通知書を発出いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、15 ページ、第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

16ページをお願いします。

今回から農家台帳システムが新しいシステムに移行したため、5条許可申請の議案様式を変更しております。

118号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、2棟の建売住宅を建設しようとする申請でございます。

119号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が農地法の手続きをすることなく、申請地の一部に簡易な物置を設置し、トラクターの保管場所として利用しております。譲渡人からは、「今後はこのようなことの無いよう農地法の順守につき十分な注意をいたします」との始末書が提出されております。

120号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、事務所兼展示場を建設しようとする申請でございます。

121号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

122号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、店舗及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

123号は、〇〇の〇〇氏 外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

124号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏 外1名から所有権移転を受け、露天駐車場及び露天資材置場、全土置場に転用しようとする申請でございます。

以上7件、ご審議よろしく申し上げます。

議長

以上、7件であります。118号から順次ご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員

118号、119号 問題ありません。

120号 問題ありません。

121号、122号 問題ありません。

123号 問題ありません。

124号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、18ページ、議案第4号、農地法第5条にかかる転用事業計画に対する意見の決定について を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 19ページをお願いします。
11号は、〇〇の〇〇が、令和2年1月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件ではありますが、当初の計画では建売住宅11棟の予定でしたが、購入希望者が広い敷地を希望したため、転用目的を「建売住宅11棟」から「建売住宅10棟」に変更し、変更承認を受けようとするものでございます。
以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上1件ではありますが、地元の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

地区委員 11号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、20ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 22ページをお願いいたします。

お手元に配布しております資料の差し替えをお願いします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書23ページから52ページとなっております。

146件、面積は、54万2,107㎡となっております。そのうち、所有権移転は、11件、面積は、3万779㎡となっております。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

一色委員 差し替えの資料について、利用権設定期間10年で、その期間、期間借地を設定するということなのか。

事務局 利用権設定10年で、その期間が期間借地として設定するものです。

一色委員 1年ごとに設定する必要があるのか。今回の設定で10年間期間設定できるということか。

事務局 今回の設定で10年間、その期間の期間設定になります。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、51ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年12月16日から、令和4年1月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を55件、農地法第3条の取下

げを2件、農地バンク農地登録2件 受理いたしました。

ご了承をお願いします。

議 長

何かご意見等、ございませんでしょうか。

無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。が、この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	非農地通知について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和4年2月8日 午後2時24分